

令和3年度 本部・各施設事業計画書

経営理念

1. わが法人は、『自由』『共生』『博愛』を基本理念とし、利用者一人ひとりに、地域・経済社会への参加と自立した生活をめざしたライフステージを提供し、悠生で安心できるくらしを追及します。
2. 各事業が提供する福祉サービスは、利用者及びその家族、ならびに地域住民の期待とニーズに合致した適正かつ質の高いサービスを提供し、もって地域福祉の向上に寄与します。
3. 民間社会福祉法人として、健全かつ活力ある経営に努めるとともに、先駆性・独自性を発揮し、社会福祉に貢献します。

福祉サービス方針

1. 役職員は高い志しや倫理観をもって利用者に相對します。
 - ☆一人ひとりを大切に考え支援を行います
 - ☆法令順守の管理体制を堅持します
 - ☆主体性を尊重して共感に基づく取り組みをします
 - ☆差別撤廃や人権擁護の立場で行動します
 - ☆苦情等の申出には誠意をもって解決を図ります
 - ☆家族等からの安心と信頼を得られるよう努めます
2. 組織が持つ機能を提供します。
 - ☆社会一般の生活と隔たりのない暮らしを提供します
 - ☆安全で快適な施設・環境をつくります
 - ☆サービス利用にあたっては誠意をもって相談支援を行います
 - ☆公益性を図り、利用者、家族、地域等との共生・共栄の社会づくりを目指します

令和2年度 第6回理事会承認
(令和3年3月29日)

はじめに

1. 事業計画の基本的考え方

新型コロナウイルス感染のリスクに対して、利用者の安心、安全な暮らしを守るためにも、昨年度に引き続き、更なる感染予防と万が一の場合に備えた対策に真剣に取り組んでゆきます。

コロナ禍がこれ以上長く続けば、日本の社会全体に更に大きな悪影響を及ぼし、当法人の事業運営においても、一層の厳しい状況になることが予想されますが、国の福祉行政の動向を注視しながら、利用者へのサービスの低下と事業の停滞が起きないように、堅実な経営に努めます。

社会福祉法人を取り巻く社会環境は、2025年問題（団塊世代が後期高齢者となることに伴う諸問題）を始めとして、様々な課題が山積しています。当法人においても、利用者の減少、職員の人材難、施設設備の老朽化など喫緊の問題から長期的な課題に至るまで、解決しなければならない項目が数多くあります。これらに対して、2年前から立ち上げた「法人のあり方研究会」の活動を通じて真摯に取り組んでいきます。また、新たな社会福祉法人としての存在意義を發揮できるよう、法人としての基本姿勢を明確にしていきたいと考えています。

特に令和3年度から始まる第3期中期計画に沿って、これらの取組について具体的に着手していく所存です。

2. 令和3（2021）年度本部・各寮の事業計画の骨子と予算編成の基本

（1）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要について

昨年12月には、令和3年度介護報酬改定と共に、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」の基本的な方向性が提示されました。（「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」）それによると、障害福祉サービス等報酬改定の改定率を+0.56%（国債86億円）にすること、介護報酬と同様に0.56%のうち0.056%相当分を新型コロナの対応の特例的な評価に充てるとのことです。その後、2021年2月4日には、厚労省より具体的な改定案が標記のタイトルで示されています。この後、3月に関係告示が改正され、4月から改定後の報酬が適用される予定です。

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」によると、基本的な考え方や方針は、昨年示されている令和3年度から始まる第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するための基本方針に基づきながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う現状なども勘案した内容となっています。

当法人にも関係する主な点としては・・・

- 障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障がい者への支援の評価を行う。
- 障がい者が 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
- 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。
- 在宅生活の継続や家族のレスパイト（休息）等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中 活動支援の充実を図る。
- 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細かな対応を評価する。
精神障がい者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保され

た「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障がい福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

- 感染症や災害への対応力の強化等

- 障がい福祉サービス等の現場の人材確保・ICTの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直し。・・・などをあげています。

そのうえで、悠生寮のような入所施設に関連する部分での留意点として、考えられることは・・・

- 今後も国として、「障がい者の地域支援の推進」の方向性は変わることはない。

そのうえで、入所施設に求められている機能として、地域と共同した「地域生活支援拠点」や「地域包括ケアシステム」の一翼を担う役割を果たしていく必要性。

- 重度化、障がいの多様化、高齢化に対応した支援体制が求められている。

具体的には・・・

- ①施設内の医療や看護体制の充実（口腔衛生管理、摂食・嚥下機能支援の充実、療養食加算の見直しへの対応など）や、生活介護体制の充実。緊急時のための受入機能の強化（特にGHや短期入所に際しての、受け入れ体制や医療、高齢化、重度化への支援体制など）など。

- ②災害発生時や、感染症の発生及びまん延の事態にあっても、サービスの安定的、継続的運営がされるように、取り組みを強化し業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化への対応

- ③人権擁護、障害者虐待防止などの更なる推進。

- ④人員確保・人員配置（常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和処置などに伴い）の見直し、人材育成への取り組みの強化（適切な職場環境維持のためのハラスメント対策等）

- ⑤ 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICT（情報通信技術）の活用・・・等。

（2）本部・各寮の事業計画の骨子と予算編成の基本

まずは、利用者も職員も絶対感染しないよう、基本的な新型コロナウイルス感染防止対策を継続し、万が一感染した場合でもBCP（事業継続化計画）に沿って速やかな対策を実施して被害を最小限に抑える、という対策の徹底を最優先課題として、取り組みます。防災と感染症対策の強化は、今回の「令和3年度障害福祉サービス等報酬等改定」の中でも義務化されています。

社会全体の大きな変化によって、障がい福祉分野においても、現状やニーズも変わってきており、法人設立時の頃とは、国の基本方針や施策も大きく変わってきております。昨年度、法人では「法人のあり方研究会」の活動を通して、問題や課題を抽出し、優先順位をつけ、特に喫緊の問題・課題については、「問題解決手法」などを使って整理分析する作業を行いました。今年度は、現状すぐ取り掛かる必要性が高い項目については、具体的に組み込んでいくとともに、今後を見据えた視点から特に、法人の根幹となる「理念」と「基本方針」について、見直しを行い、社会の実態に即した具体的で現実的な（職員間でより共有し易い）内容のものにリニューアルすることを計画しています。

また令和3年度は、法人及び各寮の第3期中期計画の初年となります。社会法人に求められている公益性に基づき、各悠生寮では、引き続き「拠点区分運営協議会」の活動を通じて、地域における広域的なニーズや立地条件に適応した地域貢献的な責務を考え、引き続き各寮の事業計画に反映させるよう取り組んで参ります。現在は、新型コロナの影響もあるため、運営協議会の活動も制限せざるを得ない状況にありますが、感染のリスク軽減も考慮しながら、出来る範囲での立案と実施をしていきます。

各寮において新規利用者の減少、利用者の障がいの多様化、高齢化、が益々顕著となり、これらへの対応に日々迫られています。支援する側の職員の人材不足も深刻となっています。施設設備等の、

老朽化対策も大きな課題です。「法人のありかた研究会」では、「将来（長期）構想」の構築に向けて検討を進めていますが、特に施設整備面では、当面は各寮の第3期中期計画に基づいて現状可能な範囲での計画的な整備を考えています。

利用者の減少については昨年度も歯止めがかからず、やむなく定員を減員して対応した寮もありました。少しでも安定的経営に向けての工夫をしていくしかありませんが、高齢化や障がいの多様化についての対応策の習得や、専門性の向上と職員配置や業務のスリム化、効率化などについても、現状の見直しをしていきます。

雇用確保や離職防止、将来の福祉人材育成については、採用計画の見直し、人材育成計画の充実等に向けて更に力を入れていきます。活力があつて魅力あふれる職場づくりのための研修や体制づくり、働き方改革に伴う労働・雇用条件の改善など国や県の方針に沿って体制を整えていきます。

予算案については、コロナ禍によって、これから経営面でも厳しさが増していくだろうと思います。現在のところは、国として福祉施設等への種々の支援策がとられていますが、今後の情報に沿いながら、障害福祉サービス等報酬改定の改定率に基づき、必要な給付費項目の加算への対応を行いながら、具体的に予算計画に反映させていく予定です。

本年度の基本方針

1. 社会福祉法人の使命や、経営の原則に沿った公益性・信頼性・継続性の高い経営に向けて

- (1) 社会福祉法人としてのガバナンスの強化や、経営情報の透明性の確保に留意する。各寮においても、適切な情報の受発信、公開と共有化に努めると共に「地域における公益的な取組」を計画し実施する。各悠生寮の「拠点区分運営協議会」の活動を通して、コロナ禍であっても、地域のニーズや公益性に沿った活動ができるよう支援する。
- (2) 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」の内容に沿って、法人及び各寮の事業の見直しや確認作業を行い、安定的な経営に繋がる事業運営及び予算計画を立案し実行する。
- (3) 法人及び各寮の第3期中期計画に沿って特に短期の課題に基づいた目標や計画については確実な実行に努める。
- (4) 「法人のありかた研究会」を通じて、法人や悠生寮が直面している各種の課題の解決と将来構想の構築に向けて協議を重ね、法人と各悠生寮の事業の継続的安定的実施に向けた対策を講じていく。
- (5) 法人の根幹となる「理念」や「基本方針」を見直し、対外的、職内的にも分かりやすい内容としてリニューアルを図るよう、今年度中に具体的立案を行う。
- (6) 法人の組織体制についても、新しい時代に沿ったあり方を模索し、役割を明確にする仕組みづくりに努める。必要に応じて見直しと改正を図っていく。随時法人諸規程の改定、特に福祉サービスマニュアルや、職務分担、就業規則（特に懲戒規程等）等。
- (7) 防災対策及び新型コロナウイルス感染症対策の充実を図る。事業の安定的、継続的な事業が遂行されるようBCP(事業継続化計画)を整備する。
- (8) 法人及び各寮のICT（情報通信を活用したコミュニケーション技術等の総称）の活用を推進し、事業の効率性を図っていく。

2. 利用者の人権を擁護し、サービスの質の向上を目指す

- (1) 利用者の人権を擁護し、個人の尊厳が守られるサービスの質の向上に努める。
- (2) 利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者の人としての尊厳を大切にす
- (3) 虐待防止を徹底し、不適切支援が行われないよう職員の専門性や支援技術を高める。
- (4) 利用者等からの苦情申し出を真摯に受け止め、苦情解決を積極的に行う。
- (5) 利用者の暮らしと日中の活動の支援を通して、生き甲斐と喜びと誇りをもてるよう努める。

3. 人材の確保・定着・育成に向けた取組み

本年度の重点課題

1. 利用者に対する基本姿勢

- (1) 支援サービスの向上
 - 1) コロナ禍にあっても事業や利用者への支援サービスが滞ることのないように努める。
 - 2) 虐待防止と、不適切支援防止には特に力を入れる。研修や啓もうを随時行い、職員の専門性や支援技術の質の向上に努める。また、職員が心身共に安心して就業できるような労務上のより良い環境づくりにも努める。
 - 3) 高齢化、重度化、障がいの多様化への対応に努める。
利用者の支援領域が広がっており、居住環境の整備や、専門性、個別の支援対応も、より強く求められるようになってきている。その中でも、特に入所施設内での障がいの多様化によって、いわゆる「混合居住」の状況が生じていることに伴う課題は大きい。利用者一人ひとりの個別支援を大切にしながらも、事故等へのリスク軽減の配慮にも努める。
- (2) 健康の維持増進
 - 1) 新型コロナ感染対策を徹底する。BCP（事業継続化計画）の整備を図りながら、感染予防と万が一施設内で発生した場合の利用者の生命身体の安全と、安心した暮らしが守られるような取り組みを強化する。ワクチン接種に際し、基礎疾患の有無や健康状態を把握して、準備等をしっかり行い、円滑な実施がされるよう配慮する。
 - 2) 日常において、各種健康診断のほか、疾病の予防と早期発見、早期治療に努める。
 - 3) 各寮の嘱託医や協力医療機関との連携、職員の医学的知識の習得を図る。
 - 4) 各寮において、機能訓練を始め利用者に相応した摂食・嚥下の問題にも専門的な対応に努める。
 - 5) 食生活の充実を図り、特に口腔衛生に努める。
 - 6) 老化対策に努め、利用者の老化の進行に即応した支援及び介助・介護等に努める。

2. 施設運営の方針

- (1) 令和3年度から開始される本部及び各悠生寮の第3期中期計画に沿って各事業や計画の円滑な実施を図る。拠点区分（各悠生寮）運営協議会の活動をサポートする。
- (2) 短期的な施設整備や課題については、各寮の事業計画に沿って滞りの無いような実施を行う。
- (3) 法人及び各寮事業の現状把握と短期的な課題解決に向けての取り組みを行うと共に「法人のあり方研究会」の活動を活発化し、長期的なビジョンと方向性を検討していく。
- (4) 福祉サービスの質の向上を支援し、利用者本位の福祉サービスの実現を目指すことを目的とした、「福祉サービス第三者評価」制度は、令和元年度から穂高悠生寮で先行して実施したが、令和2年度は、他の5寮も実施予定のところを、新型コロナ感染の影響で断念した。

令和3年度の実施についても、新型コロナ感染の状況を見ながら検討する。

3. 施設整備

- (1) 利用者にとって、常に住み心地の良い住環境の整備、維持管理と危険防止に努める。
- (2) 快適な職場環境づくりをすることは、労働安全衛生法により事業者の責務として義務づけられている。職員一人ひとりの心がけや努力が必要であり、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の周知を図る。
- (3) 施設設備の喫緊、短期の課題については速やかに改善に取り掛かる。
- (4) 本部・各寮の主な取り組み（主に施設整備面）
 - 1) 駒ヶ根悠生寮
 - 訓練棟のトイレ改修や給湯ボイラー更新等
 - 2) 穂高悠生寮
 - 灯油地下タンク新設工事（3年度実施を予定していましたが、延期し継続協議事項とします。）
 - 既存エアコンの点検作業等
 - 3) 上田悠生寮
 - 館内の空調設備の設置
 - 照明機器のLED化の完了等
 - 4) 喬木悠生寮
 - 通所作業棟の内部改修等
 - 5) はらむら悠生寮
 - 居室冷暖房設備の計画的整備
 - 非常用発電機等
 - 6) 須坂悠生寮
 - トイレ・洗面所の修繕等

4. 職員の人材確保・育成・就業環境の整備

- (1) 人材確保に向けた取り組み（採用環境の整備）
 - 1) 人材要件の設定。現在の職種と、職種ごとに応じた業務内容を見直し、採用要件や人材要件、育成要件を設定する。各要件は、関係者間で共有する。業務手順書、研修や教育指導方法等を整備する。
 - 2) 法人、施設の求める人材を明確にし、採用選考のあり方を再構築して、選考に臨む体制づくりをおこなう。
 - 3) 早期から法人内の人事動向を把握して、次年度の採用要件を選考過程に繋げていく。
 - 4) 法人や各悠生寮のHPの見直しや、法人パンフレット、広報資料等を整備する。また応募者の数を増やすための取組を強化する。（インターネット媒体の利用や就職情報誌などへの掲載も含めた広報活動、配布資料、就職説明会への参加方法の再考。学校との密な関係作り、養成校からの実習の積極的受入れと、配慮など）
 - 5) 新卒など若い世代以外の中途採用者（中・高齢者や障がい者）雇用に際しての受入れ体制を再構築する。
 - 6) 内定者（新卒）へのフォローアップ施策を考える

7) 年度の終わりに年度内の採用活動を振り返る機会を持ち、次年度の継続的・進化的な取り組みへとつなげる。

(2) 人材育成に向けた取組

- 1) 新入職者に対する定着支援のための早期コミュニケーション体制づくり（特に試用期間6か月間の管理職、研修担当者、チューター等の役割の明確化と指導やコミュニケーションの具体的実践体制。）また、人事考課に際しての評価基準を再確認して関係職員が共有する。
- 2) 人材育成については、国や県の「キャリアパス・モデル」に基づき、法人でも2年前に「職員教育・研修規程」を新規作成して、職業能力の開発や向上のための教育・訓練・研修等の体制が整備され、実施に取り組んでいる。専門知識やスキル、資格取得などの面では、効果を上げているが、一方、新人にも求められる「コミュニケーション力」「ストレス耐性」「判断力」「主体性」「協調性」「成長志向」…こういった要件は十分に育成マインドがあがっているかという点、心もとない面もある。令和3年度は、法人としての人材要件（求められる職員像）を明確にしたうえで、これらの領域において効果的な人材育成、研修体制を構築させる取り組みを始める。外部講師招聘による研修や各職種における業務標準を具体的で分かりやすい内容へと見直し作成する。
- 3) 人材育成の視点に立った効果的な人事考課のあり方や方法を検討する。
- 4) 職内のコミュニケーションに配慮し、良好な人間関係の構築や、離職者を防ぐ取組に努める。

(3) 労働安全推進法に基づく職員の健康と安全が守られるような就業環境の整備を強化する。

- 1) 労務管理者による職員の健康状態の把握と配慮と健康改善のための指導や環境づくり
- 2) 各寮の安全衛生委員会の活動の活発化と支援
- 3) メンタルヘルスケア
 - メンタルヘルスケアの教育研修・情報提供（管理監督者を含む全ての労働者が対応）
 - 職場環境等の把握と改善（メンタルヘルス不調の未然防止）
 - ストレスチェック制度の効果的運用
 - メンタルヘルス不調への気付きと対応
 - 職場復帰における支援体制（医療者、カウンセラー等との相談協力体制など）
- 4) ハラスメント防止体制の強化
 - 各事業所ごとにハラスメント防止に向けた体制作り着手する。（相談窓口等の設置など）
 - 研修会の実施

5. 地域支援・交流

- (1) 各寮において、相談支援事業や短期入所事業、通所（生活介護）事業、短期入所事業、共同生活事業などを通じて地域のニーズに積極的に応えていく。
- (2) 各施設の所在する地域と積極的に交流すると共に、地域の一員としての役割を果たす。
- (3) 国の障がい者福祉の基本理念や施策を注視し、地域ニーズに出来るだけ応える体制を検討していく。

6. りんどう信濃会後援会との連携

- (1) 後援会の活動と組織強化に一定の役割を果たしていく。
- (2) 今後の後援会のあり方や組織体制について協議をして提案していく。

7. 悠生寮家族会連合会との連携

- (1) 悠生寮家族会連合会の活動や事業に対して法人として従前のおり支援し協力を図っていく。
- (2) 利用者、家族会の意見や要望等が反映されるよう、拠点区分運営協議会等において利用者、家族からも意見等具申していただき、法人及び施設の運営に活かされる体制の構築と共に、一層の理解と協力や絆を深めていく。
- (3) 令和3年度は役員改選の年であり、今後の活動のあり方や組織体制について協議提案していく。

8. 外部機関等との連携

- (1) 各障害保健福祉圏域の関係機関（基幹福祉事務所、市町村福祉事務所・福祉担当課及び総合支援センター）等と常に連携を保ち、障がい者の福祉サービス向上に向けて役割を果たしていく。
- (2) 長野県知的障がい福祉協会等の障がい者福祉団体との連携により、情報の確保、関係機関への意見の反映、職員の研修等を図る。
- (3) 西駒郷及び西駒郷保護者会、西駒郷協力会との連携を図る。

令和3年度 駒ヶ根悠生寮 事業計画

本年度の基本方針と目標

駒ヶ根悠生寮は、令和3年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 入所支援は利用ニーズの低迷から、退所に対して新規入所が見込めず定員を50名から40名に変更(R3.1.1)した。経営の安定のために40名維持と欠員の早期補充を目標とする。
2. 生活介護は、入所利用者を合わせて1日平均利用数45名を目標とする。そのためには幅広いニーズに対応できるように日中活動（活動内容等の見直し）等の活性化を図り新規利用に繋げる。
3. 短期入所事業は、圏域の地域生活支援拠点として求められる緊急時の受入れを実施していく。
4. 共同生活事業は、定員の確保を目指し3ホームの適切な運営に努めるが、諸課題（建物の老朽化・欠員等々）のあるグループホームはるかの存続について検討する。
5. 利用者に対する人権侵害に及ばないように、職員は社会人としての職業倫理と正しい障がい者観を学び、利用者の尊厳を護るために全力で取り組む。
6. 施設整備および老朽化に対する修繕等は先送りすることなくタイムリーに実施する。
7. 近年、各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している。特別警戒区域に指定されている状況から、大型台風等による土砂災害や、太田切川の氾濫を想定した避難計画策定等の対策を講じる。
8. 新型コロナウイルス感染症は例外なく施設の暮らしにも大きな影響を与えている。感染予防を徹底するも通常の営みを模索しつつ利用者のささやかな希望に添えていく。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) 利用者の気持ちや願い（ニーズ）が反映され、得意なことや興味関心のあること（強み）等が活かされる支援計画を立て、楽しさや充実感が得られる支援サービスに努める。
- 2) 上記を実現するために、意思決定支援（意思形成支援&意思表出支援）を心がける。

(2) 権利擁護及び虐待防止

- 1) 法人が定めた「職員行動規範」の趣旨と内容を理解し、特に遵守事項を徹底する。
- 2) 虐待防止委員会では、権利擁護および虐待防止に係る組織的な具体的活動方針を策定し、不適切支援根絶を目指す。
- 3) 身体拘束等対策委員会を定期開催し、グレーゾーンを含めた実態について検証を実施し、身体拘束ゼロを継続する。
- 4) 組織の倫理的感性や、拘束解除を推進する行動力を高めるために、職員の知識および経験年数等のレベルに応じた研修の機会を設ける。
- 5) 利用者の学習会を開催し、権利意識の高揚を図る。
- 6) 施設における権利侵害の原因と考えられる、集団対応性、閉鎖性、密室性、支援者・利用者間の支配・服従的関係性、等々の構造的問題を、自らの問題と認識し謙虚な姿勢で支援業務にあたる。

(3) 健康の維持増進

1) 健康管理

- ・日常的な健康状態の把握および各種定期健診を実施し、疾病等の予防と早期発見・治療に努める。
- ・利用者自治会等の機会を通じて、保健及び栄養などに関する情報提供を行い、その啓発を図る。

2) 感染症の予防

- ・危機管理委員会を中心に、施設内の衛生管理と感染症の予防及び対策を継続的に実施する。
- ・特に新型コロナウイルス感染症には、ソフト・ハードの両面から絶え間ない対策を講じる。

3) 食生活

- ・食生活委員会では専門的な見地から諸課題の改善を図り、食の充実と潤いのある生活を目指す。
- ・調理業者と連携し、利用者の疾病・障がい・嚥下状況等の個別性に即応できる食事提供に努める。
- ・栄養ケアマネジメントを実施し、対象者の栄養状態の維持・改善に努める。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

1) 「心身機能」「活動」「参加」の各要素にバランスよく働きかけ生活機能レベルの維持向上を目指す。

(介護状態になることをできるだけ遅らせるための方法・考え方 ICFの考え方を基本とする)

2) P T (理学療法士) を招聘し、運動機能の維持回復・生活習慣病の予防・障害予防等を図る。

3) S T (言語聴覚士) を招聘し、嚥下機能維持への適切なアプローチ方法を学ぶ。

4) R X 青山組研修を受講し、特に移乗動作では利用者・職員の双方に安全な介護技術を習得する。

(5) 日中活動の充実

1) マンネリ化した活動内容の見直しと新規開拓に努め、個々のニーズに沿った活動の提供に努める。

(6) 危機管理体制の充実

1) 防災

- ・特に土砂災害特別警戒区域にある当施設では、「土砂災害に関する避難確保計画」に基づいた確実な避難行動と、大型台風等による太田切川の氾濫を想定した避難計画策定が必要となる。それぞれ必要な訓練等を効果的に実施する。

- ・様々な災害(火災・地震・水害・土砂崩落)を想定した訓練を実施する。

- ・事業継続計画(BCP)の内容と防災備品の更新を随時行い、有事の際に実効性のあるものとする。

- ・地域との防災協定の見直しと近隣企業との応援体制の確立を目指す。

2) 事故防止

- ・事故報告およびヒヤリハット報告の検証を行い再発防止に努める。

- ・リスクアセスメントや日常の危険予知を心がけ、各自の気づきの感性を高め事故を未然に防ぐ。

- ・簡易型ヒヤリハットを活用し、職員間の情報共有により事故防止に努める。

3) 防犯

- ・利用者の生命を守ることを最優先として、職員は連携して防犯に努める。

- ・不審者の侵入等を想定した防犯対策を施す。(戸締り巡視/防犯カメラの有効利用/防犯訓練)

- ・地域住民及び家族・関係機関(市・警察・消防等)との関係づくりに努める。

(7) 苦情解決

1) 利用者の苦情・要望は誠実に受け止め、課題を職員全体で共有した上で丁寧な回答に努める。

2) 職員は代弁者としての感性を養い、利用者の想いに共感し課題の解決に努める。

3) 苦情解決第三者委員を定期招聘して、利用者へのきめ細かな聴き取りを実施する。

4) 苦情解決システムを効果的に活用し、利用者向けには苦情解決体制の学習会を実施する。

(8) 利用者自治会の運営 (新規)

- 1) 利用者が自らの暮らしに関する要望等を積極的に課題提供できる場と位置付け、職員は明確な意識を持ち会運営のサポートを担う。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

- 1) 第三期中期計画の初年度、計画に基づき確実な執行に努める。
- 2) 地域・利用者・家族会の代表者で組織する運営協議会において、事業計画および予算・中期計画・地域貢献事業等について意見を聴取し、施設運営に反映させる。
- 3) 「法人あり方研究会」等の検討結果を踏まえ、長期的な将来構想について検討する。
- 4) 地域の福祉資源として機能するために、上伊那圏域地域自立支援協議会の各部会等で得られた情報等を参考にして、そのあり方を模索する。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 定員変更をした入所 40 名を維持する。対象者は上伊那圏域エリアを優先するも他エリアを含めて緊急性のある方の積極的な入所受け入れをする。
- 2) 生活介護は、通所入所利用者を合わせて 1 日平均利用数 45 名を目標とする。新規利用者確保のために、関係機関等に情報提供を求める等、地域のニーズの掘り起こしに積極的に取り組む。
- 3) 短期入所利用希望に対しては可能な限り受け入れ平均利用率 60%を目指す。
- 4) 人員配置 2 : 1 を堅持する。
- 5) 設備・機械等の不具合、および事故・苦情等への早期対応、仕事の効率化、節電節水、等々の経費削減の手立てを効果的に進める。

(3) 福祉サービス評価

- 1) 健全な施設運営および質の高い福祉サービスを提供するために、第三者による評価、内部監査、自己評価等から取り組むべき課題を明らかにする。

3. 施設整備

(1) 施設整備

- 1) 建物・設備等の保守管理に努め、老朽化に伴う不具合箇所の計画的且つ早期の修繕に努める。
- 2) 危惧される大規模災害に対応するために大型発電機等の導入を検討する。
- 3) 将来想定される人手不足に対応可能な方策を探る。介護業務の負担軽減、効率化を目的とした IOT [” Internet of Things” の略。「モノのインターネット」と訳され、具体的には、インターネットを介して通信するモノ、またその技術を意味する。IoT で実現できる機能は大きく分けて、モノの「操作」「状態の把握」「動きの探知」「通信」に分類され、情報を収集することで状況把握と的確な対処が可能] の導入を研究する。

(2) 生活環境の整備

- 1) 衛生的で心地よく暮らせるように、特に生活の身近な居室の環境美化に努める。
- 2) 季節に沿った生花や小物等を装飾し、暮らしに「鮮度」と「変化」をもたせる。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 利用者の介護ニーズに適切に対応するため、介護の知識・技術を習得する。
- (2) 精神障がい・発達障がい等の理解および障がい特性に応じた支援方法を学び専門性の向上を図る。

- (3) 各福祉士の資格取得者は自己研鑽に努め、専門性の向上に努めると共に業務に反映させる。
- (4) 外部研修の受講者は、職場内での伝達研修を実施し、現場の衆知となるよう努める。
- (5) 職員のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるため、ストレスチェック結果から労働環境等を分析し、心身の健康保持および職場環境の改善に繋げる。
- (6) 権利擁護・虐待防止に係る外部研修への派遣、および職場内研修を開催し正しい倫理観を学ぶ。
- (7) 相談支援専門員やサービス管理責任者等の資格取得は計画的に進める。
- (8) 社会人としての基本的なビジネスマナーを学ぶ。(電話応対、名刺交換、福祉全般の知識等の習得)
- (9) 貴重な人材である職員の定着を図るため、一人ひとりが孤独感、疎外感を感じることがないように、互いの人格および存在を尊重する健全な人間関係の醸成を図る。

5. 地域支援・交流・相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の組織運営を充実させる
 - 1) クループホームの欠員補充と、世話人及び生活支援員の適正配置に努める。
 - 2) グループホーム「はるか」は、家屋の老朽化および慢性的な欠員状態で経営的にも厳しい状況等の諸課題があり、存続について慎重に検討する。
 - 3) スタッフ会の適切な運営に努め、利用者支援に係る情報を共有して諸課題の解決を図る。
 - 4) 有事の際の本体バックアップ体制を全職員共通認識のもと強化していく。
- (2) 「短期入所事業」「タイムケア事業」の積極的な受入に努めると共に、地域生活支援拠点整備における緊急時の受入れ体制を常に整備しておく。
- (3) 地域の貴重な福祉資源として求められる責務を自覚し地域社会貢献に努める
 - 1) 町4区第6自治組合の一員として、相互の行事をとおして交流を深める。
 - 2) 地域公益的事業として、「地域住民交流学習支援事業」を実施する。
 - 3) 市町村や地域の事業所・関係機関（圏域自立支援協議会や障害者総合支援センター等）との連携を図り、地域福祉に貢献する。
- (4) ボランティア等の各協力団体の皆さんとの積極的な交流を図り暮らしに潤いをもたせる。
- (5) 指定特定相談支援事業所として、他事業所・機関との連携を密にして円滑な運営に努める。
- (6) 次世代の福祉人材の育成のために実習生を積極的に受け入れる。

6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 利用者支援に関して、日常的な家族への連絡及び定期通信を行ない、相互の理解を深める。
- (2) 家族会が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (3) 家族職員交流懇談会を開催し、相互の情報交換と連携を深める。
- (4) 悠生寮家族会連合会の事業活動等運営に協力をしていく。

7. 年間行事計画

月	行事内容	家族会行事・参加行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・開寮記念日(4/1) ・お花見(4/1) ・春期ふれあい期間(4/29～5/5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会正副会長会(4/〇〇) ・家族会総会(4/〇〇)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・端午の節句(5/〇〇) ・地域合同防災訓練(5/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会環境整備(5/〇〇) ・上伊那地区障がい者スポーツ大会(5/〇〇) ・地域河川一斉清掃(5/〇〇)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・五平餅会(6/6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会手作りご馳走会(五平餅)日中活動で実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕祭(7/〇〇) ・納涼祭(7/〇〇) ・オリンピックを楽しむ～8月上旬 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会連合会研修会(7/〇〇) ・家族会環境整備(7/〇〇) ・長野県障がい者フライングディスク大会(7/〇〇)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病検診(8/〇〇) ・夏期ふれあい期間(8/〇〇～〇〇) ・パラオリンピックを楽しむ～9月上旬 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練 ・敬老会自治会にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・駒ヶ根市ふれあい広場(9/〇〇) ・家族会環境整備・家族職員交流懇談会・懇親会(9/〇〇)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第43りんどう祭(10/〇〇) 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県知的障がい福祉大会(11/〇〇)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会(12/〇〇) ・冬期ふれあい期間(12/〇〇～〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会漬菜作業(12/〇〇)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者新年会(1/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内どんど焼き2月に日中活動で実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分(2/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会正副会長会(役員改選について)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ひな祭り(3/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駒ヶ根市社会福祉大会(3/〇〇)
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・個別及びグループ外出(旅行) ・スポット的行事(手作りおやつなど) ・レクリエーション(サンスポーツスポーツ教室など) 	地域公益的事業「地域住民交流学習支援事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・「介護技術学習会」 ・「食事栄養学習会」 ・「感染症対策学習会」

令和3年度穂高悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

穂高悠生寮は、令和3年度法人基本方針及び第三期中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

- (1) 利用者の権利擁護に真摯に向き合い、職員個々／職場組織で取り組む。
- (2) 職員は自己の目指す職業人像を描き職務に向かう。
- (3) 各事業の安定運営に努める。
- (4) 施設寮舎内外の設備等の維持管理に努め、老朽対策を怠らない。
- (5) 改正社会福祉法にのっとり、運営協議会の有効運営や地域貢献の取り組みを展開する。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

- (1) 利用者本位の福祉サービスの提供
 - 1) 福祉サービス第三者評価の結果を活用したサービスに取り組む。
 - 2) 意思決定支援の理解を進め、実践していく。
 - 3) 丁寧なアセスメントを通して、各利用者の短期・中長期的なニーズを明確化し日々の支援に反映をしていく。
- (2) 人権、権利擁護
 - 1) 虐待を発生させない視点での取り組みとして、セルフチェック表の有効活用・アンガーマネジメント等の技術研究など委員会・研修活動を行う。
 - 2) 第三者委員活動の推進（職員聞き取りの機会も継続）。
 - 3) ボランティア／実習生／外部講師との懇談の機会を設け、「外から見た穂高悠生」を知り活用する。
 - 4) 金銭的虐待防止として、利用者預かり金管理の再構築体制の維持／遵守に努める。
 - 5) 利用者への啓発機会も定期的に設けていく。
- (3) 健康の維持増進
 - 1) 健康管理
 - ・ 嘱託医、他医療機関との連携に努める。
 - ・ 口腔衛生／身体機能維持増進に注目し、訪問歯科衛生士／理学療法士／アロマセラピストの成果を有効活用する（研修等を含む）。
 - 2) 感染症等の予防
 - ・ スタンダードプリコーション徹底の上、適宜現行の発生時対応について見直しと周知を行う。また、必要な設備投資を継続して行う。
 - ・ 夏場は熱中症対策を重点に取り組む。
 - ・ ノロウイルス等感染症発生時の対応マニュアルの整備を行う。
 - ・ 新型コロナウイルス対策に継続して注力し取り組む。

3) 食生活

- 提供される食事形態が一部均質化されていない。また医療機関との連携円滑化のため、嚥下調整食学会分類 2013 に準じた形態に変更していく。
- 調理業者と連携しながら、利用者の嗜好や健康状態に合った美味しく安全な食事提供を行う。
- 嚥下障害の方等の食事について、研究を通し介護食を利用した食事会及び行事食の提供を行い、満足度を高める。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 口腔体操を介護予防の観点より継続する。追跡的に調査を行い分析し、情報提供する。口腔体操の他に取り入れることが出来る分野を研究する。
- 2) 外部講師の支援技術講習を受け、その技術を日常支援に汎用させていく。また講習の意図するもう一つの目的である職場の活性化への取り組みを行う。

(5) 日中活動の充実

- 1) 利用者が選択できるよう多様なニーズに合わせた活動メニューを準備し、定期的な啓発を通して職員のスキルアップを図る。また、人員確保等、継続的に活動が実施できる体制を作ることにより、日中活動を充実させ、利用者（職員ともに）の笑顔が増えることを目指す。
- 2) 合理的配慮の一環として日課や活動の週間予定を視覚的に提示していく。
- 3) 外部資源の有効活用を図る。

(6) 危機管理体制の充実（リスクマネジメント）

- 1) 身体拘束解除の取り組み
 - 介護・援助方法の見直し等、不断に行っていく。
 - 向精神薬頓服の扱いの審議から派生させ、眠剤と日中の過ごし方・下剤と運動やマッサージ等について研究する。
- 2) 喀痰吸引関係
 - 第2号研修取得に関し、研修者人選や研修開催状況を勘案して進める。
- 3) 防災関係
 - BCP（事業継続計画）のライフライン各分野運用計画等、追加研究に取り組む。
 - 福祉避難所の指定申請に向けて研究、準備する。
- 4) 事故防止
 - 事故報告書の暫定対策は精度を高めるために追跡評価（検討）を継続する（事故の重大性によって追跡機関に事業調整会議を加える）。
 - 事故報告書書式について、書き易く且つ有効活用が可能な形式の研究を継続する。
 - リスクマネジメントの作業標準書の整備を引き続き行う。誤嚥窒息分野のものは実践と見直し。転倒、誤薬、無届外出、交通事故(送迎時等)について着手し整備していく。
- 5) 防犯
 - 利用者が脅威にさらされないよう、ハード/ソフト（設備や研修）の整備の拡充を図る。

(7) 苦情解決体制の取り組み

- 1) 利用者及び職員の疑問や不安について、アプローチ方法によって潜在的レベルなものも早い段階から把握できると考え、予防的観点を持ち対応する。
- 2) 第三者委員と意思疎通を図るなどコーディネートの意識を持ち、活動の活性化を図る。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

1) 第三期中期計画のスタート年度であり、それに沿った運営をする。併せて法人の「あり方研究会」等将来構想にも照準を合わせた運営を図る。

※「長野県福祉サービス第三者評価」…共同生活事業部について取り組む。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

1) 各事業（施設入所支援・生活介護・短期入所・共同生活援助・相談支援）、連携を持たせる。稼働率等把握しながら運営する。特に共同生活援助事業についてはプロジェクト会議を継続して検討を行う。また在宅支援においては介護保険移行に関する課題があり、留意して運営する。

2) 福祉人材育成の観点を持つ。ホームページのリニューアルから実習生やボランティア等への対応、広報活動など多面的継続的に行う。

(3) 運営協議会の開催

1) 施設運営にご意見及び適正／透明性審議をいただくため、利用者・地域代表・関係者を招聘し3月・6月を定期として、適宜開催する。

(4) 業務改善

1) 定期設備点検における「労働安全」の項目にて、「利用者にとって、そして職員にとって」の視点より点検し、職場環境の向上を目指す。

2) 「改善提案（働き方改革案含む）」を募集し、事業調整会議以下取り組む。

※ターミナルケアについて、現行の「ターミナルケア確認書」を見直しつつ、指針(マニュアル・ガイドライン)の整備／職員向けの研修など、取り組む。

3. 施設整備

(1) 施設整備

1) 大きな規模の整備として、以下を中心として行う。

①地下灯油タンク移設工事に向けて再検討し取り組む。

②既存エアコン／暖房設備（本体・ひより・れんげ）の点検作業を行う。

（フロン排出抑制法による点検義務化に注意して取り組む）

2) その他、中期計画に加え追加を要するものは重要度、緊急度等を勘案のうえ実施する。

(2) 生活環境の整備

1) 居室環境の整備として壁紙を中心とした工事を計画的に開始する（第1期）。

2) 暖かい食事のための機材／システムを継続して研究・導入を図る。

※老朽等で突発的更新の高額設備や機器はリース契約等で対応する。

※建物／設備／機器の点検を定期的に行い、不具合や修繕箇所の早期対処に努める。

特に「構築物定期点検報告」は行政の通知もあり、確実に実施する。

4. 職員研修・人材育成

(1) 資格要件ほか、人事管理に基づき養成／配置

- 1) 相談支援及びサービス管理責任者の適性配置。
- 2) 介護福祉士等の資格取得を支援する（補助金制度・資格取得助成制度）。
- 3) 喀痰吸引2号研修取得に関し、研修者人選や研修開催状況を勘案して進める。

(2) 専門知識の習得

- 1) 強度行動障がいや自閉症スペクトラム或いは精神科セミナーなどへの計画的な研修派遣を行う。（特に強度行動障がい支援者養成研修の受講を通し、今後の支援体制構築の足固めとしていく（部内では委員会活動や学習会を進める）。
- 2) 認知症利用者に対する支援の向上を図るために研修へ派遣していく。
- 3) 介護技術研修（RX組）への派遣を行なう。
- 4) 「eラーニング」（サポーター・カレッジのWebサイト視聴）の活用で複数専門分野のスキルの習得を図る。
- 5) 意思決定支援における知識やスキルの向上を図り日々の利用者支援に反映をしていく。

(3) 各種研修形態

- 1) 法人研修…自分の立ち位置や職務を明確にしていく。外部講師型研修で学んだ成果を業務改善と改革意識に繋げていく。
- 2) 施設内研修…必要かつ専門的な研修を行い、支援サービスの向上を図る（専門的については外部講師を招聘していく）。
 - ・年3回以上の人権研修を取り入れる（出前講座含む）。
 - ・口腔、嚥下に対する専門知識の習得（ST 外部講師招聘など）。
 - ・福祉に携わる上での心構え構築の機会として「接遇マナー研修」を実施。
- 3) 協会ほか各機関主催の外部研修…専門性を高め、現業に活かしていく。
- 4) OJT…新人・中堅職員・リーダー職員の人材育成を図る。具体的なツールを導入し、目標～計画～振り返り等意識を共有し効果的に運用する。

(4) 職員のメンタルヘルス（ストレスマネジメント）に取り組む。

- 1) 「職場におけるメンタルヘルス対策～心の健康づくり計画～」を活用する。
- 2) 働き方改革に沿った取り組みを行なう（リフレッシュ休暇も含め）。
- 3) その他、安全衛生委員会・親睦会ほかを通じて「話しやすい」職場を目指す。
- 4) オリンピック／パラリンピックに合わせ、障がい者スポーツに触れる機会を設ける（親睦）。
- 5) 職員全体でのハラスメント研修を通し職場内におけるハラスメント防止への啓発を図る。

5. 地域支援・交流 地域貢献 相談支援事業

- (1) 短期入所／日中一時・・・在宅障がい者支援。
- (2) 住民交流・・・牧区、安曇野市内を中心に行事を通して行なう。
- (3) ボランティアや外部団体・・・活動意欲が高まる対応をする。
- (4) 地域貢献
 - 1) 施設周辺道路等の環境整備及び美化を心掛ける。
 - 2) 施設及び職員の専門性を防災訓練や施設研修において提供し、地域の拠点施設として機能していく。
 - 3) 運営協議会、その他を通して地域ニーズを把握していく。
- (5) 自立支援協議会各部会に参加する。地域生活拠点整備事業が圏域においてスタートした。「緊急時空床確保事業」を中心に計画に沿って参画していく。
- (6) 相談支援事業・・・継続し地域のニーズに添えていく。
- (7) 共生型の介護サービスの検討・・・65歳以上の障害を持つ方の継続的なサービス提供の課題について、指定申請含めた検討を行なう。

6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 日常的/定期的に報告及び意見交換の機会を設ける。
(個人の健康面や情報/施設の動向、通信物等の工夫も含めて)
- (2) 家族会組織運営がスムーズに進むよう連携する。
- (3) 成年後見制度について機会あるごとに理解促進を図っていく。
- (4) 身元引受人の変更の要件等、調整や情報整理が必要な場合は対応する。
- (5) 家族会顧問及び第三者委員を複数名引き続き委嘱する。

※本年度は家族会連合会交流研修会の開催当番施設となる。連合会・法人本部と連携して運営に当たる。

7. 年間行事計画

令和3年度 穂高悠生寮 行事計画 (案)

月	行事内容	参加(地域)行事	家族会
4月	開寮記念 /5(月) 道祖神環境整備 /16(金) 道祖神祭り・花見/22(木)		道祖神環境整備 /16(金) 道祖神祭り・花見 /22(木)
5月	端午の節句 /6(木) 魚国合同炊き出し訓練(電気工事)/20(木)		家族会総会 /23(日)
6月	家族会合同環境整備/6(日) スイーツパーティー/10(木) 運営協議会 /19(土)	牧区ふれあいサロン	家族会合同環境整備・職員交流会 /6(日) 運営協議会 /19(土)
7月	胸部X線 / () 七夕祭 /5(月)	ナイスハートバザール / (土)-/ (日)	連合会交流研修会(穂高)/ (土)-/ (日)
8月	納涼祭/19(木)	牧区ふれあいサロン	納涼祭 /19(木)
9月	牧区合同防災訓練 賀の祝い /21(火) 利用者一般健診	牧区防災訓練	
10月	悠秋の集い /21(木)	牧誼訪神社礼祭 牧区芸能祭	悠秋の集い /21(木)
11月	インフルエンザ予防接種 焼き芋会 /8(月) 家族会合同環境整備 /28(日)	市文化祭 福祉大会/ ()	焼き芋会 /8(月) 福祉大会 / () 家族会合同環境整備 /28(日)
12月	忘年会(餅つき)/23(木)		
1月	三九郎 /6(木) 新年会 /17(月)		三九郎 /6(木)
2月	節分 /3(木)	ナイスハートバザール	
3月	ひな祭り /3(木) 運営協議会 /12(土)		運営協議会 /12(土) 家族会総会 /27(日)
適時	グループ旅行(日帰り/泊)・ハピリ・フラダンス教室 アロマセラピー・訪問コンサート等・サンアップルまつもと出張レク教室 訪問理容・理学療法士訪問リハビリ・歯科衛生士歯磨き指導 内科検診 1/月 精神科往診 1/月 訪問歯科 1~2/月 眼科検診 歯科検診 婦人科検診		

令和3年度 上田悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

上田悠生寮は、令和3年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 入所支援事業(定員 40 名)は、圏域での入所ニーズを把握して欠員の早期補充を目標とするが、新規利用に際しては現利用者との人間関係を第一に考え、慎重に対応していく。
2. 生活介護事業(定員 60 名)は、職員の人員配置体制 1.7:1 を維持する。魅力ある日中活動の活性化に取り組み、1 日平均利用 55 名を目指す。
3. 短期入所事業(定員 4 名+空床)は、感染症対策を講じた上で積極的に新規者を受け入れ、利用率 60%を目指すとともに、圏域の地域生活支援拠点整備における緊急時の受入れを実施していく。
4. 共同生活事業(定員 14 名)は、欠員の早期補充を目指す。入居者の重度・高齢化に鑑みてグループホームいこいの日中サービス支援型への移行を検討する。
5. 相談支援事業は、他事業所・機関との連携を密にして円滑な運営に努める。
6. 新型コロナウイルス感染症の予防対策については、県及び法人の対応方針を基に、施設に感染症を持ち込まないことを第一に取り組んでいく。万が一の発生に備え、法人のBCP(事業継続計画)を基に独自のBCPを作成・見直しをして、シミュレーション及び訓練を実施していく。
7. 老朽化に伴う設備の修繕・改修等を第三期中期計画に則り実施していく。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、チームアプローチにより個々の暮らしに相應しい支援サービスと環境を整えていく。
- 2) 意思形成支援及び意思表示支援を駆使し、生活のあらゆる場面でご本人の意思が最大限に反映された選択ができるように丁寧な支援に努める。(意思決定支援)
- 3) 「福祉サービス第三者評価」を受審するとともに、評価基準による自己評価を行い、抽出された課題の改善を図る。

(2) 権利擁護および虐待防止

- 1) 「職員行動規範」を遵守し、全職員が健全な倫理観と正しい障がい者観をもって利用者支援にあたる。
- 2) 虐待防止委員会を中心に組織的な対策に取り組み、不適切支援の根絶を図る。
- 3) 身体拘束対策委員会を中心にグレーゾーンを含めた検証を実施し、身体拘束ゼロをめざす。
- 4) 利用者の学習会を開催し、権利意識の高揚を図る。

(3) 健康の維持増進

- 1) 健康管理
 - ・ 日常的な健康状態の把握と各種検診を通し疾病等の予防と早期発見・早期治療に努める。
 - ・ 看護師と支援員との連携を図り、各種情報の共有に努める。

2) 感染症の予防

- ・感染症対策委員会を中心に、新型コロナウイルス及び他の感染症に関する最新情報の把握に努め、その状況に応じた予防に万全の対策を講じる。
- ・新型コロナワクチン接種については、行政からの情報提供を基に、適切に対応していく。

3) 食生活

- ・食生活委員会等を通して調理業者との連携強化を図り、利用者の要望（食の楽しみ）・疾病・障がい・嚥下状況の低下等の個別事情に配慮した食事を提供するなど食生活の充実を目指す。
- ・栄養ケアマネジメントの実践を通し対象者の栄養・健康状態を改善してQOLを高める。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 利用者の「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の状態を把握し、その維持・改善と環境調整を実施し、生活機能レベルの向上を目指す。
- 2) リハビリテーション専門職を招聘し、諸機能の維持・回復等についての助言を日常継続的な取組みに活用していく。
- 3) 介護福祉士取得職員を中心に、利用者・職員の双方に安全な介護技術を全支援員が習得できるよう取り組む。

(5) 日中活動の充実

- 1) 創作活動やクラブ活動等、日中活動の選択肢を増やし、個々のニーズに沿ったやりがいの感じられる活動の提供に努める。
- 2) 活動支援にあたっては、個々の障がい特性を理解して適切な支援に努める。
- 3) 活動環境の整備と適切な活動支援が行える職員配置に努める。

(6) 危機管理体制の充実

1) 防災

- ・様々な災害(火災・地震・水害・土砂崩落等)を想定した訓練を実施する。
- ・事業継続計画(BCP)の内容及び防災備品の更新を随時行い、有事の際に実効性のあるものとしていく。
- ・地域防災協定の見直しを実施する。

2) 事故防止

- ・事故報告及びヒヤリハット報告の検証を行い再発防止に努める。
- ・リスクアセスメントや日常の危険予知の実施により職員各自の気づきや感性を高める。
- ・他害行為がある利用者(可能性も含め)の行動特性を理解しハードとソフト両面から適切な安全対策を講じる。
- ・交通法規及び安全運転管理規定を遵守し、安全運転を徹底する。

3) 防犯

- ・不審者の侵入等防犯対策を強化する。(夜間の戸締り巡視の徹底、防犯カメラの増設)
- ・不審者の侵入を想定した訓練を実施する。

(7) 苦情解決体制の整備

- 1) 日常の利用者の要望を真摯に対応し、利用者満足度の向上に努める。
- 2) 職員は利用者の想いを積極的に代弁するよう努める。
- 3) 第三者委員を定期招聘して、利用者へのきめ細やかな聴き取りを実施する。(入所・通所・GH・SS)
- 4) 利用者への苦情解決の学習会を実施する。

(8) 利用者自治会の運営

- ・利用者が自らの暮らしに目を向け、意見・要望等が積極的に表現できる場となるよう、職員は明

確な意識を持って運営のサポートを担う。

2. 施設運営の方針

(1) 中長期的な施設運営

- 1) 第3期中期計画及び「法人のあり方研究会」の検討内容に則り、運営の安定化を図っていく。
- 2) 今後の施設運営で基幹となる生活介護事業の活性化に重点的に取り組む。
- 3) 地域・利用者・家族会の代表者で組織する運営協議会において、事業計画及び予算・中期計画・地域貢献事業等について意見を聴取し、施設運営に反映させる。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 全事業、法令を遵守し、適正な支援サービスを提供する。
- 2) 利用者欠員の早期補充のため、関係機関及び他事業所等とのネットワーク作りと情報収集に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。
- 3) 日常から省エネ・節約・効率化に努める等、全職員共通認識を持って経費削減に努める。

3. 施設整備

- (1) 建物設備等の保守管理、及び老朽化した不具合箇所の計画的修繕に努める。
- (2) 経費節減のために照明機器のLED化を完了する。
- (3) 介護業務の負担軽減・効率化を目的とした、IOT〔Internet of Things:離れた場所にあるモノの環境・動き・位置などの情報を収集することで状況把握と的確な対処が可能〕及びICT〔Information and Communication Technology: 情報伝達技術 情報の伝達共有〕について、検討チームを発足し導入に向けて研究する。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 権利擁護・虐待防止に係る外部研修への派遣、及び職場内研修を開催し正しい倫理観を学ぶ。
- (2) 利用者の介護ニーズに適切に対応するため、介護の知識・技術の向上研修を充実させる。
- (3) 強度行動障がいについての理解及び障がい特性に応じた支援方法を習得するため、コンサルテーションを導入する。
- (4) 介護福祉士・社会福祉士資格の取得者は、自己研鑽による専門性の向上に努め、業務に反映させる。
- (5) 外部研修の受講者は、職場内での伝達研修を確実に実施し、現場の衆知となるよう努める。
- (6) 職場の安全な労働環境及び健康の保持増進のため、安全衛生委員会を定期に開催すると共に、メンタルヘルス研修を実施する。
- (7) ハラスメントのない健全な職場環境づくりを目指すと共に、「働き方改革」を推進する。

5. 地域支援・交流、相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の円滑な運営をする。
 - 1) 世話人会議等で利用者情報を共有して様々な課題の解決を図る。
 - 2) 利用者の心身の状況に応じて障害福祉及び介護保険のサービスを併用して暮らしを支える。
 - 3) 有事の際の本体バックアップ体制を強化していく。
- (2) 当施設が地域の貴重な福祉資源であることを自覚し、地域社会貢献に努める。
 - 1) 少年補導委託先として対象者個々の状況に応じた受入体制を準備して役割を継続する。
 - 2) 諏訪形地区防犯防災協議会と連携し地域との相互協力を謳った防災協定を新たに策定し、災害時における障がい者や高齢者の避難場所としての体制を整備する。(運営協議会提案事項)
- (3) 短期入所、タイムケア、日中一時支援事業等の積極的な受入れに努める。
- (4) 上下小圏域地域生活支援拠点に関わる緊急ショートステイの要請には速やかに対応する。

- (5) 上小圏域自立支援協議会や上小圏域障害者総合支援センター等、地域の関係機関との連携を図り地域のニーズの把握に努め、柔軟に各サービスを提供する。
- (6) ボランティア等の各協力団体の皆さんとの積極的な交流を図り暮らしに潤いをもたせる。
- (7) 諏訪形地区や地域活動に協力し交流する機会に積極的に参加する。
- (8) 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業（地域定着）を担当する職員が計画的に相談者に関わられる体制を整える。

6. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 利用者支援に関して、日常的な家族への連絡及び定期通信を行ない、相互の理解を深める。
- (2) 感染症対策下におけるオンライン面会を導入する。
- (3) 家族会事業等が円滑に運営できるように連携を図る。
- (3) 家族会と職員との懇談会を開催し情報交換と連携を深める。

7. 年間行事計画

月	行 事 内 容			参加行事
	本体 通所	家族会関係	共同生活	
4	・開寮記念日 (4/1) ・お花見 ・春期ふれあい期間 (4/29~5/5)	役員会 (4/3) 総会 (4/3)	お花見外出 ふれあい期間	
5	・端午の節句 ・レクリエーション ・避難訓練	通所部家族懇談会		
6	・食のイベント ・運営協議会・虐待防止委員会 (6/19)	環境整備 (6/5) 役員会 (6/5)	避難訓練	第 31 回ほのぼの市
7	・七夕祭 (7/7)		焼肉会	上田わっしょい
8	・納涼祭 ・夏期ふれあい期間 (8/11~8/16)		ふれあい期間	海野町七夕祭 諏訪形夏祭
9	・総合防災訓練 ・敬老の日	環境整備 (9/4) 役員会 (9/4)	敬老会食事会	上小連協レクリエーション 大会 うえだ市民ふれあい広場
10	・第 34 回 りんどう祭 (10/16)	りんどう祭協力	夜間避難訓練	
11	・勤労感謝祭	通所部家族懇談会		県知的障がい福祉大会
12	・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間 (12/30~1/5)	野沢菜漬作業 (12/4) 役員会 (12/4)	ふれあい期間	
1	・どんど焼き ・新年会	正副会長会	新年会	
2	・節分 (2/3) ・食のイベント ・夜間避難訓練		節分	
3	・ひな祭り (3/3) ・運営協議会・虐待防止委員会	手作りおやつ (3/5) 役員会 (3/5)		
随 時	・グループ旅行 ・誕生会 ・DVD上映会 ・季節に合わせたスポット行事 ・レクリエーション (サンスポート佐久) ・通所外出 (カラオケ・温泉・ボウリン グ・ハイキング・コンサート等) ・通所旅行		誕生日会 グループ旅行 コンサート外出	地域行事については、新型コ ロナ感染症の状況に留意し 参加を判断する。

令和3年度 喬木悠生寮事業計画

○本年度の基本方針と目標

喬木悠生寮は、令和3年度法人基本方針及び中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする

安定的且つ持続可能な事業運営

- 1) 感染症や各種災害等危機的な状況にあっても安定的な支援が叶うようサービス内容の効率化やスリム化を図ってゆく。
- 2) 施設は「生活の場」であるという視点に立ち返り、潤いのある、日々の充実感や満足感が感じられる日課や活動の再構築を目指す。
- 3) 権利擁護意識に根ざした接遇の向上を目指す為期間毎の目標を設定し取り組む。
- 4) 共同生活事業については本年度のホーム再編により利用者がより自立した生活、社会生活が営めるように支援する。
- 5) 相談支援業務の一層の強化を図ると共に新たに「自立生活援助」の事業化を進める。
- 6) 福祉サービス第三者評価基準の実施と、諸課題の改善に取り組む。
- 7) 施設整備については、中期計画に沿い必要箇所から暫時実施していく。
- 8) 30周年の記念事業の計画・実施。

○具体的な取組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスの実践

- ・本人から発信される「意思表示」(表情、身振り、行動など)を色々なコミュニケーションの方法(絵カード、IT 機器など)を使いながら需要・要求を探り、「意思決定支援」へつなげる。

(2) 権利擁護、接遇マナー

- ・「利用者(ご家族等)に対し説明できる支援をします」を権利擁護スローガンに掲げ、その実践を行うと共に虐待防止チェックリストを活用し(年2回)、施設の体制整備の点検や支援姿勢の振り返りを行い、人権意識や接遇マナーの向上に努める。3ヶ月を1クールとし権利擁護推進委員を任命して権利擁護スローガンを策定・実施。毎月職員会内で振り返りを行なう。
- ・日常の支援を一つずつ方法や内容を業務改善係中心に見直し、全員で取り組む。
- ・「気づき」「KY」(危険・予知)の醸成と接遇マナーの向上を図り、利用者の安全と安心、信頼の確保に努める。
- ・利用者の預り金管理については「利用者預り金管理規程」に則り、ダブルチェックを基本とした厳正な取り扱いを行う。

(3) 健康の維持促進

1) 健康管理

- ・利用者の健康チェック、バイタルチェックの徹底を図り、個々に応じた体調把握を行うと共に、各種定期健診などを通じ、疾病の早期発見・治療に努める。
- ・重度多様化する利用者の健康管理のため、看護師を中心に現場支援員との連携を密にし健康管理に努めるとともに、様々な利用者の状況に対応できる体制づくり(医療機関や家族との連携)に努める。

2) 感染症予防

- ・標準予防策を徹底継続し、地域の感染症情報の収集や通所ご家族や他事業所との連携強化、職員(家族含む)の危機管理意識の強化を図り、感染症は「持ち込まない・持ち出さない」を徹底する。

3) 食生活

- ・調理委託業者(株)魚国との連携を強化し、「食の楽しみ」や「健康維持」の観点で利用者の利益に供するよう委託業者に求めてゆく。
- ・食事スタイルのユニット化により、安全且つ個々のペースに沿った支援を確立する。
- ・感染症対策下(食堂・南北分散化)での季節に合わせたお楽しみイベントの実施。
- ・感染症防止のための食席提案。必要物品の検討、準備。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- ・PT(理学療法士)やST(言語聴覚士)を招聘し、予防介護・生活リハビリの視点でのハビリ・リハビリメニューの実施やコミュニケーション・嚥下障害の軽減、改善を目指す。又、

現場支援員も支援の知識・技術を磨き、経験を重ね、自らより良いアイデアを生み出していく。

- ・支援員個々の介護技術向上を目指す。

(5) 日中活動の充実

- ・一人一人の思い、楽しみ、要望を形にする活動を支援し、喜びを感じ生活の質を高める。
- ・本人主体の活動を支援するために、人的配置と専門性を確保するように努める。
- ・個々の楽しみ、希望を叶えられる体制を整備し実現に努める。
- ・利用者のニーズを踏まえた活動と、その内容の充実を図る。
- ・通所室の活動の柱の再構築を行なう。
- ・作業から余暇中心の生活移行に伴ない、日常的且つ継続的な楽しみの提供を図る。
- ・個別のニーズに合わせ、相談支援専門員と密に連携し外部事業所の利用を行う。

(6) 危機管理体制の充実

1) 身体拘束

拘束を必要としない支援方法について継続して考え、対象者ゼロを目指す。

2) 喀痰吸引関係

- ・個別の事案毎に日常的課題や安全確保等の体制を確立する。

3) 防災・防犯関係

- ・地震防災対策強化地域にある施設として地震や火災、その他自然災害に備えた防災体制拡充実させるとともに、寮独自の防災マニュアルに基づく多様な訓練を実施し、実際の有事の際の実効性を高めておくと共に、緊急時に必要な水、電気、食料等の確保対策を強化する。
- ・不審者の侵入等防犯対策を強化する（夜間戸締りの徹底、巡視の強化等。他、防犯カメラなど有効と思われる防犯機器類の導入）

4) リスクマネジメント

- ・危機管理委員会を中心に、想定される様々なリスクに対する日頃の備え（研修・予防活動）及び発生時の措置や再発防止対策等を行う（訓練）

(7) 苦情解決体制の整備・充実

- 1) 第三者委員が行事や利用者自治会へ参加する機会を積極的に設けることにより、利用者との懇談や提言の場を確保する（最低 1 人年 2 回）
- 2) 月 2 回の利用者自治会の場で積極的に苦情・要望等を受け、申出者に早急確実な対応を図り、利用者満足度の向上に努める。利用者自治会は利用者同士の意見交換の場と位置付け、その場面への支援を行っていく。
- 3) ホーム苦情解決委員についても定期的に訪問し利用者との相談や提言の場所を確保する。
- 4) 職員一人一人が、日頃の何気ない会話などから利用者の思いをくみ取る「気づき」の醸成に努める。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

施設の重点計画及び第 3 期中期計画に則り、各種事業を進める。年度ごとに事業内容の検証や進捗状況の確認を行い、円滑な運営に努める。

(2) 施設経営の安定化

1) 入所支援事業

- ・定員 40 名を維持。欠員に対しては①SS 利用者のサービス移行②喬木共同生活事業部から利用者やご家族の意向、介護度等を勘案し、候補者調整を進める③圏域ニーズの中から候補者調整を進める(後援会加入経験者含む)…以上を積極的に進め、適時の対応を可能にしておく。

2) 生活介護事業

- ・定員 60 名。必要な職員数を常時確保し、人員配置加算 1.7:1 を維持、高齢者のスピード感に合わせたきめ細やかで手厚い支援を実施する。
- ・生活介護事業の枠内でパート職員も含め、効率的且つ効果的な配置をし、より利用者のニーズ、暮らしに合った日中活動の提供を実現する。

3) ショートステイ事業

- ・利用率の高い週末に手厚い配置を行う他、新規短期入所利用者を 2 名確保することを目標とする。

4) 共同生活事業

- ・令和3年9月30日をもって契約解除となる新賀ハイツの閉鎖に伴い利用者の移動等を適切に行うと共に新体制移行時に人員配置等を万全に行う。
- ・利用者の意思を尊重し、より地域での自立した生活が送れるよう「自立生活援助事業」の検討を更に進める。

5) 相談支援事業

- ・専任者1名を確保しつつ体制について見直し、適切な相談支援業務を図るように体制を整えていく。
- ・相談支援事業の機能充実の為新規事業等（自立生活援助事業）について情報を収集し事業化への提案を図る。

6) 市町村受託事業

- ・圏域の感染症状況も踏まえつつ、相談支援専門員を通じて地域ニーズの把握に努め、市町村受託事業等（タイムケア・ショートステイ・相談支援事業など）で地域貢献に資する。

7) 拠点区分運営協議会

- ・関係性をさらに強化し、地域や利用者、家族などからの第3期中期計画等の施設運営に対する積極的な意見聴取に努め、運営の安定化に資する。

(2) 公益的な取り組み

福祉避難所の機能強化と災害時の地域単位のネットワークづくり、県事業「災害福祉派遣チーム」への積極的な協力と共に村内事業所単位での具体的な災害時の協力体制を考える（通所介護「ぼけっと」との車両相互貸借協定）

3. 施設整備

(1) 施設整備

感染症対策上も必要な空間作りを順次行っていく。

(2) 生活環境の整備

利用者の暮らし方のニーズや介護のし易さを考えた居住空間の創造を図る。

4. 職員の研修・人材育成

(1) 「権利擁護」「感染症対策」「意思決定支援」を柱に各種研修を実施する。

(2) 介護福祉士等の資格取得及び業務に必要な資格取得については、年間の研修計画に沿って支援する。

(3) 交通安全のマナーの順守を徹底するため、送迎職員・世話人を含む全職員対象に運転適性検査や安全運転に関する職場研修を行う。寮用車に順次ドライブレコーダー設置する。

(4) 自閉症スペクトラムや強度行動障がい等への支援の専門性向上と日常的な支援への活用を図るための取り組みを行う。

(5) 職員のメンタルヘルスやハラスメント対策等の労働衛生、労働安全について積極的に取り組む。

(6) 研修についてはウェブ講座等を積極的に活用していく。

(7) 職員各々に対し事業所の求める期待値を明確にし、新任・中堅・ベテランを問わずスキルアップに繋がるシステムを構築する。

5. 地域支援・交流

施設機能を活かした地域交流の推進

(1) 次世代の障がい者福祉に対する理解促進(保育園交流、中学生の体験実習受け入れ等)

(2) 人材育成及び第三者評価者としての実習生やボランティアの積極的な受け入れ

(3) 南信州広域連合自立支援協議会への参加と地域生活拠点面的整備について必要な場面での協力

(4) 可能な範囲での地区行事等への参加

(5) 福祉避難所の機能強化による地域貢献事業の推進

6. 利用者家族・家族会との連携

(1) 家族会の円滑な運営を支援するため、役員会及び総会を通じて施設運営、福祉制度情勢及び圏域内のニーズに関する情報交換を積極的に行う。

(2) 家族会事業計画に基づく年間行事を通じて、家族間交流の促進を図るとともに、当寮の運営

に関する協力体制を堅持する。

(3) 家族の施設や法人運営に対する意向は、拠点区分運営協議会を通して反映されるよう努める。

(4) 任意団体家族会連合会の運営に協力する。

7. 年間行事予定表

月	行 事 内 容			参 加 行 事 (地域・関係団体等)
	入所・生活介護事業	共同生活事業	家族会事業	
4	お花見・開寮記念日 4/1 (月)	GH 担当者会議 / () (さんとびあ)	家族会・総会: / () 知障協総会	伊久間諏訪社祭典
5	端午の節句 伊久間区合同防災訓練 5/ (土)			
6	初夏の味彩 6/ () 第 1 回運営協議会 6/ (土) 肺結核検診 6/25(金)AM	圏域世話人研修会 / () (さんとびあ)	1 家族会環境整備 6/ (土) PM 連合会会長会 6/ (金)	
7	七夕 夏祭り 7/ (土) 予定		家族会連合会総会 (幹事:穂高) 7/11 (土) ~ /12 (日)	
8	暑気払い 通所家族懇談会 8/ (土)			サマーチャレンジボランティア 8/ () ~ / ()
	(株)「中村」様との交流会 9/ (土) 長寿の祝い 9/ () 総合防災訓練 9/ () (非常時の食事提供訓練を含む)	世話人研修会 / () (さんとびあ) 喬木村防災訓練		
10	第 31 回りんどう祭・30周年記念式典 10/ (土) 利用者集団健康診断 サツマイモ掘り交流会	GH 担当者会議 / () (さんとびあ)	②家族会環境整備 10/ () 第 31 回りんどう祭 10/ (土)	わの里まつり
11	秋の味彩			県知障協福祉大会 () 11/ () 喬木村文化祭
12	クリスマス会	圏域世話人研修会 / () (さんとびあ)		
1	新年会 ほんやり 防災訓練(夜間想定)			
2	節分 春の味彩	GH 担当者会議 / () (さんとびあ)		
3	ひな祭り 防災訓練(夜間想定) 第 2 回運営協議会・虐待防止委員会			
随 時	【余暇】・グループ旅行・各種レクレーション 【食生活】・コンビニ移動販売・中庭茶会・栄養講和 【医療】・嘱託医検診(1回/月)・PT/ST 指導(各2回/年)・インフルエンザ予防接種(月)(10~11月)コロナワクチン接種(未定) 【自治会】・定例会和会/棟別和会(1回/月)	・世話人会議(1回/月)	・他施設家族会との交流(懇談会)	

令和3年度(2021) はらむら悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

はらむら悠生寮は、法人基本方針及び第三期中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

重点項目

1. 新たな職員体制下、各事業の安定化を図る。
2. 生活介護事業(けやき)の職員体制等安定化を図る。
3. 災害対策等感染症を含み関係分野を更に強化する。
4. 労働環境を見直しながら施設運営を計らう。
5. 第三者評価を受入れ、組織全体の質の向上を目指す。

はらむら悠生寮の宣言

ひとつ 暴力、虐待はしません。許しません。

ひとつ 安全、安心、快適な施設作りをします。

今年大切にしたいこと

職員は互いに『思いやり、助け合い、話し合い』をもって職務にあたります。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

- (1) 利用者本位の福祉サービスに努める。
 - 1) 利用者のお考えやお気持ちを大切にされた支援を常に心がける。
 - 2) 相談支援によるサービス等利用計画と連動した個別支援計画を基に的確、柔軟に介護支援サービスを提供する。
 - 3) サービス提供記録等は正確性、整合性を含め適正に管理していく。
- (2) 権利擁護及び虐待防止
 - 1) 「職員行動規範」を身近に置き、役職員は職務姿勢を常に振り返る。
 - 2) 権利侵害を防ぐため、職員同士が互いに注意・抑止し合える職場風土をつくる。
 - 3) 虐待を含めた権利侵害が発生した場合は法人の規定に則り、関係機関への通報等を含め適正に対処する。
 - 4) 虐待防止委員会を年2回開催し、広角的視野と透明性を機能させていく。
 - 5) 3カ月ごと虐待防止推進委員を指名し、防止及び改善活動を継続する。
- (3) 健康の維持と予防介護
 - 1) 健康管理
 - ・ 日常の健康観察を通して疾病等の早期発見に努め、緊急対応・医療行為等に的確に対処する。

- ・通所・短期入所利用者等の健康情報をご家族と共有し健康管理を行う。
 - ・自治会・利用者朝会などの機会を通じて、食事・運動・睡眠・衛生等、大切なことを利用者に伝えていく。
 - ・医療的ケア安全委員会、褥瘡対策委員会を月一回開催し特殊医療について対策を講じていく。
- 2) 感染症等の予防
- ・コロナウイルスワクチン接種は関係機関の指導の下、効率的に進めていく。
 - ・個人衛生（手洗い・手指消毒・うがい）や健康管理、及び施設環境の衛生管理などの対策を日常的、定期的に行い感染症を予防する。
 - ・圏域情報、家庭情報を速やかに、的確に把握し利用調整及び罹患者の隔離看病を厳格に行う。
- 3) 食生活
- ・調理業者との連携(食生活委員会月一回含む)により、疾病、加齢、障がい等に合わせた食事の個別対応力を高める。
 - ・豊かで、楽しみの持てる食生活を大切にし、食事を召し上がっていただく。
- (4) 介護予防、介護支援技術の向上
- 1) 要介護者の日内変動を的確に見極め、効果的に支援する。
 - 2) チームプレーを常として事故や誤用を未然に防ぎ、要介護者の快適性や安全性を高める。
 - 3) 男女2名のトレーナーを中心に利用者・職員の双方に安全な介護技術等の向上を図る。
 - 4) 身体拘束ゼロ委員会、虐待防止委員会を月一回開催し、不適切支援等について内部牽制を続ける。
- (5) 日中活動の充実（活動の支援）
- 1) ぐらしに楽しみや張り合いを感じられる日課を提供する。
 - 2) 働くこと、身体を動かすことに喜びや生きがいを感じられる種目を工夫すると共に新たな活動種目を定着させる。
 - 3) 日中は居室から出て過ごせるように日中施設環境を整える。
 - 4) 自閉症、発達障がい等のある利用者には、個別性に対応し得る職員の技能向上を進める。
- (6) 危機管理体制
- 1) 身体拘束
 - ・身体拘束等防止委員会を開催し、その必要性和解除についての的確に判断していく。
 - ・介護、援助方法を日常的に見直し、拘束抑制の軽減と防止に努める。
 - 2) 喀痰吸引関係(医療等行為)
 - ・医療的ケア安全委員会を設けて規定に基づき行う。
 - ・法人並びに養成機関を通して、特定行為従事者を養成していく。
 - 3) 防災（地震、雪害、風水害対応含む）
 - ・大規模災害を想定した実践的な訓練を行い、机上においても想定訓練を重ねていく。
 - ・事業継続計画は実災害を検証しつつ順次見直しをしていく。
 - ・柏木区、施設双方の訓練交流を通して応援関係を確認する。

4) リスクマネジメント

- ・事故報告による暫定対策の精度を高めるために経過報告を確実に行う。
- ・事故の予知、予見力を高めるために再発ケースの検証を日常化する。
- ・感染症対策、交通安全対策、苦情対策、労働安全対策を講じていく。

(7) 苦情解決の取組

- 1) 受付けた苦情や相談は、職員会等で報告・検証を行い、職員全体で共有した上での確かな回答を示していく。
- 2) 回答後の結果について日常的に経過を確認し、申出者の満足度を高める支援につなげる。
- 3) 第三者委員による相談受付の対象者は偏る事無く、広く相談機会を提供出来るように支援する。

(8) 第三者評価

適正な評価機関を定め、評価を導入する。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

- 1) 第三期中期計画の初年度の達成度合いを見極める。
- 2) 圏域の関係機関を通じて、利用者情報を的確に把握した上で、各事業ともに中・長期的な計画に反映させる。
- 3) 安定した雇用を重ね、事業展開に十分な職員を確保していく。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 各事業の稼働率等により事業の継続性及び職員体制の適正を見極めていく。
- 2) 建物、設備等の維持管理を的確に行い、効果的かつ計画的に資金を運用していく。

(3) 運営協議会の開催

施設運営の適正と透明性を見計らっていただくために、3月・6月を定期的に適宜開催する。

3. 施設整備

(1) 施設整備

- 1) 居室冷房設備の計画的整備。 420千 SSR2 か所居室 2か所
- 2) 非常用発電機 (LPG バルク式)。 19,250千 経済産業省補助金 1/2 見込み
- 3) 本館壁紙の張替。 1,500千 第三期(南棟)
- 4) 排煙オペレーターの計画的修繕。 1,200千 16基
- 5) 本館、地域交流ホームの屋根壁修繕塗装。 小林建築設計事務所図書
- 6) 大型の設備、機器、車両の更新は不意の事態にも備えておく。(機種選定・経費算出)
- 7) 施設及びグループホームの点検を月1回行い、不具合や修繕箇所の早期発見に努め対処する。

(2) 生活環境の整備

- 1) 破損箇所及び危険箇所は速やかに修繕し、美観・緩衝対策等含め安全環境を整える。
- 2) 心身機能の変化に遅れることなく、住環境・機器などを整える。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 職場内研修を計画的、且つ鮮度感を持って毎月行う。
- (2) 介護福祉士等特定の資格取得及び研修は負担軽減含め積極的に手当とする。
- (3) R X組研修を通して介護技術の向上と業務改善を進めていく。
- (4) 職員の定着率を高めるために、新人等に対する教育訓練は個別に丁寧に行う。
- (5) 職員の心身の健康回復、増進のため具体的に方策を考えていく。

5. 地域支援・地域交流

- (1) タイムケア等受諾事業は、在宅障がい児・者の要望に応じ対応可能な範囲で受け入れる。
- (2) 地域生活支援拠点空床確保事業（緊急宿泊）登録利用施設として機能していく。
- (3) 原村、近隣市町村を中心に相互行事を通して住民交流をする。
- (4) グループホーム利用者は所在地域の公役を果たすと共に積極的に地域生活を営む。
- (5) ボランティアとの相互理解を含め、発展的な関係を続けていく。

(6) 地域貢献活動

- 1) サービス利用適用外(給付外・受給量超)の方々に特に昼間のサービスを補完的に提供する。
- 2) 在宅障がい者の私的相談にも応じ、適切なサービス利用につながるように支援する。
- 3) 災害時に地域被災者向けに人的、物的支援を可能な限り行う。
- 4) 原村福祉避難所の指定協定に基づき、内部機能の確認と定着を図る。

6. 業務改善

- (1) 労働安全を第一に職場環境の見直しを月一回安全衛生委員会で行う。
- (2) 個の業務に偏ることが無いように、効果的に組織力を高める。

7. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 令和4年度からの組織、役員体制作りを支援する。
- (2) 施設訪問機会が増えるように、会議・通信物等を通してお伝えする。
- (3) 施設運営に不信、不安が無いように連絡や報告事は分かり易く、丁寧に行う。
- (4) 運営協議会や第三者委員を通して一体的に家族会が関われる仕組みを作っていく。

8. 年間行事計画 別紙

令和3年度(2021) 年間行事予定表

はらむら悠生寮

月	施設	グループホーム	家族会
4	お花見・歓迎会 虐待防止委員会/24(土)	お花見	家族会総会・職員歓送迎会/24(土) 虐待防止委員会/24(土)
5	端午の節句(菖蒲湯) 一般健診 /6(木) 避難訓練 諏訪地区障がい者スポーツ大会	諏訪地区障がい者スポーツ 大会 避難訓練	
6	ふれあいスポーツデイ 眼科検診 運営協議会	原村一般検診	環境整備・第1回役員会 /19(土) 後援会定期代議員会 / () 連合会会長会・運営協議会
7	七夕 障害者フライングディスク大会	障害者フライングディスク 大会	連合会交流・研修会 / (土) 未定 幹事施設 穂高 於 ほりて〜ゆ 他
8	夏祭り /4(水)	夏祭り /4(水)	夏祭り /4(水)
9	自治会敬老会 諏訪地区レクリエーション大会 県障がい者スポーツ大会 / 原村敬老会	諏訪地区レクリエーション 大会 県障がい者スポーツ大会 原村敬老会	環境整備・第2回役員会 /25(土)
10	第28回りんどう祭 /3(日) 避難訓練	第28回りんどう祭/3(日) 避難訓練	第28回りんどう祭の協力 /3(日) 野菜販売・豚汁他
11	収穫祭 インフルエンザ予防接種 原村文化祭 福祉大会 環境整備漬物会 /27(土)変更有 虐待防止委員会 /27(土)変更有	インフルエンザ予防接種 原村文化祭 福祉大会	環境整備・漬物会 /27(土) 変更有 虐待防止委員会 /27(土)変更有
12	クリスマス・忘年会 /24(金)	クリスマス・忘年会 /24(金)	
1	新年会 /12(水) どんど焼き /15(金)	新年会 /12(水) どんど焼き /15(金)	どんど焼き /15(金)
2	節分 /3(木) 子宮がん検診		知障協南信支部施設長保護者会長会 三役会 /25(金)
3	雛祭 /3(木) 日中活動ご苦労様会 / 避難訓練・運営協議会 /26(土)		手作りご馳走会(ぼた餅他) /12(土) 第3回役員会 /12(土) 運営協議会 /26(土)
随 時	グループ旅行 歓送迎会・各種同好会・土曜教室 ひだまり喫茶・各種レクリエー ション(鑑賞他) 屋根壁補修塗装・バルク式発電機	グループ旅行 歓送迎会・ 各種同好会・土曜教室・ひだ まり喫茶 各種レクリエー ション(鑑賞他)、各ホーム親 睦会	農場管理(耕作・定植・除草) 職員と懇談会

本年度の基本方針と目標

須坂悠生寮は、令和3年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

- 1、施設入所事業について施設利用者の減員傾向から、事業運営・経営両面への影響が懸念される。今後の安定した事業収入を図るため、定員40名への変更は機をとらえて実施する。
- 2、生活介護事業について新規利用者の開拓に引き続き取り組む。職員人員配置を現行の「2:1」から「1.7:1」に変更して増収を図る。
- 3、共同生活事業について、重度高齢化の利用者の生活実態に合わせて2つのホームの居住環境を柔軟に整えつつ継続する。将来的に施設入所や介護保険施設等への移行の道筋について整備していく。
- 4、利用者の毎日の健康と日々の暮らしについてきめ細かな個別支援に取り組む。誤嚥性肺炎等の予防について医務、栄養、支援での連携と日常場面での様々なケアを重点的に実行する。
- 5、全職員で権利擁護に取り組む。日常を振り返り普段の何気ない支援から虐待の芽を取り除く。利用者への人権侵害を許さないよう一人ひとりが果たす役割と各規定を遵守する。
- 6、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、市と医療機関と連携し情報共有と万全な体制づくりに臨む。利用者・家族、職員全体で感染症対策のこの重大な局面に備え実行する。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) 一人ひとりの想いを大切に、自己決定を尊重し、意思決定支援を心掛けます。
- 2) 「和顔愛語」のスローガンを継続して、笑顔を決やさず穏やかで丁寧な対応を常に心掛けます。
- 3) 個々の支援方針を共有し満足度が得られる支援を心掛けます。

(2) 人権、権利擁護

- 1) 行動規範の活用や定期的に権利擁護委員会を開催し、権利侵害・虐待防止に向け組織的な取り組みを行う。また、虐待を含め権利侵害等が発生した場合（疑われる場合）は、法人の規定に則り関係機関への通報等を含め迅速に対処する。
- 2) 日常的な啓発活動や定期的に支援姿勢を振り返る機会を設け（自己チェックリストやアンケートの活用等）、日々権利擁護への意識・質の向上に努める。また、権利擁護をより身近に感じ、職員が互いに声をかけ合える職場環境を目指す（指摘・アドバイス等）。
- 3) 研修等を通じ知識・技術の習得に努め、不適切な対応の根絶を目指すと共により良い支援サービスの提供を目指す。
- 4) 自治会と連携し、権利擁護・虐待防止について利用者様にも分かりやすい形を模索し、啓発活動を行う（相手を思いやる気持ちが芽生えるような取り組みとしたい）。

(3) 心身の健康

1) 健康管理

- ・ 日常業務の中で職員が医学的知識を理解することで、体調の変化に気づく視点を養う。
- ・ 誤嚥性肺炎等に対しての健康管理面で、予防対策に向けて多面的な取り組みを重要課題として実行する。歯科衛生士との連携を図り、支援員の技術向上を高め、口腔衛生や誤嚥予防の口腔ケア体操(リハビリ)に日常的に取り組む。

2) 感染症予防

- ・ 県、圏域等の感染症情報を共有して、日常有効な危機管理の啓発、対策を随時推進する。
- ・ 関係者(家族、他事業所等)との連携を相互に行い、施設内外の標準予防対策を実行する。

3) 食生活

- ・利用者の状態に応じた食器の見直しや、個々に合わせた食環境の検討と整備をおこなう。
- ・利用者の食の楽しみとして季節毎の行事食や、希望に叶うバリエーションや希望メニュー等を実施する。

(4) 介護予防・介護支援技術の向上

- 1) 利用者の実態を把握し、支援サービス会議など有効に活用しながら、チーム支援を心掛ける。
- 2) 身体状況に応じた介助方法と利用者・職員双方に安全な介護技術の習得を目指す。
- 3) ハビリや生活リハビリを通して、身体機能の保持や向上に努める。
- 4) 医療的ケア・ターミナルケアを含め利用者の状況をご家族に報告し、情報の共有をすることで共に安心した介護支援を提供する。

(5) 日中活動の充実

- 1) 楽しみや生きがいを基本に、夫々のニーズに合わせ幅広い活動を提供する。
- 2) 地域利用者の受け入れ促進のため、魅力ある活動提供を目指す。
- 3) 生活全般に渡る支援ニーズに柔軟に応える。

(6) 危機管理体制の充実

1) 身体拘束

- ・身体拘束の解除を促進するため、日常の支援方法を見直す。ケース会議や危機管理委員会時に検討し、定期的に拘束記録の検証を行う。

2) 防災・防犯

- ・様々な災害を想定し実効性のある訓練を行い有事に備える。
- ・安全な暮らしを守るため、設備整備と防犯意識の向上に努める。
- ・福祉避難所開設の経験を活かし、備品充足と必要な支援について行政機関と連携していく。

3) リスクマネジメント

- ・速やかに分析と周知を行った後、検証と対策の効果測定を行い、安心安全な暮らしの提供に努める。
- ・ご家族や関係機関への速やかな情報提供と情報共有に努める。
- ・危機管理室を中心に労働安全、感染症予防、交通事故防止の対策を講じる。

(7) 苦情解決体制の整備

- 1) 苦情・要望等の解決に向けた手順を再確認すると共に、全職員が情報を共有し誠意をもって応えるよう努める。
- 2) 第三者委員の定期的な招聘を持続して利用者の要望、施設への提言の確認共有に努める。
- 3) 各人が、「気付き」と利用者の想いを代弁して改善に繋げるよう利用者満足度向上に努める。

(8) 自治会活動

- 1) 利用者が主体的に自治会活動に関わることができるようサポートする。
- 2) 定例会での苦情や要望が暮らしやすさと行事等の楽しみに繋がるように傾聴し実行に努める。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

- 1) 障がい特性を踏まえた上での混合居住の在り様を、今後、住環境の見直しとユニット的な空間活用などを念頭に検討していく機会をもつ。
- 2) 現事業の方向性について実効性ある検討を行う。定員枠を想定した人員配置体制を確立させていく。
- 3) 運営協議会において、事業計画予算や主体事業への意見を拝聴して、施設運営に反映させる。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 各事業、法令を遵守し適正な支援サービスを提供する。

- 2) 現事業の定員枠として入所利用者の状況と圏域ニーズを踏まえ、入所 40 名、生活介護 45 に定員変更を進めていく。
 - ・事業運営の安定化のため、人員配置を現行の 2.0 : 1 から「1.7 : 1」の配置加算へ変更する。
 - ・生活介護利用者及び短期入所利用者の新規開拓に努める。
- 3) 職員の安定的雇用体制と働きやすい職場環境の構築を目指す。
 - ・メンタルヘルスの環境を整えて、ハラスメントへの対策に取り組む。
 - ・働きやすい職場となるべく、日常業務や休憩方法等の見直しを継続的に行う。有給休暇の確実な取得を継続推奨する。
 - ・利用者と同じ目線で接し目的達成について職員相互に力を合わせる組織作りを目指す。

3. 施設整備

- (1) 初期施設設備の老朽化に伴う修繕・整備、入替えを速やかに実行し、利用者生活に影響が及ばないよう遅滞なく行う。トイレ洗面所、浴室他水回りの暮らしの快適性、利便性を向上させる。
- (2) 日常の保守点検を実施し、全職員が異常の早期発見と早期対応に努め経費削減に繋げる。
- (3) 車いす利用者の通院が増加している状況から、利便性と効率性を考慮し車いす 2 台積載可能な福祉車両を導入する。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 定期的な啓発を通し礼節・接遇・虐待防止・意思決定支援等への関心を高め社会人及び障がい福祉に携わる専門職としてモラルある人材の育成に努める。
- (2) OJT を組織的、重層的に推進できる基盤作りに取り組み、組織力・支援力の向上及び職員同士の信頼関係の構築を図る。
- (3) 法人現任研修や外部研修など専門的な知識や技能習得・資格取得研修等に向けて、計画的に取り入れ平準化させていく。また、伝達研修を通じ現業へのフィードバックを図る。
- (4) 職場内研修については引き続き効果度測定を行い、研修内容の精度を高めていく。また、外部研修などの効果測定も実施出来るように研究していく。

5. 地域支援の取り組み

- (1) 共同生活事業部
 - 1) 利用者の暮らしの実態に合わせ必要な利用者の移行先を検討していく。
 - 2) 預り金等管理規定を遵守し、金銭の安全管理に引き続き万全を期す。
 - 3) 安全で快適な暮らしを適えるため住環境の整備を随時おこなう。
- (2) 短期入所事業では、本人、家族の意向を尊重し安心安全に利用いただけるよう努める。
- (3) 地域との連携・協働では、自立支援協議会、障害者圏域総合支援センター、関係機関との連携に努める。
- (4) 指定特定相談支援業務では、意思決定の尊重、現場職員との協働、各機関との連携を心掛ける。
- (5) 地域拠点整備事業では、地域の社会資源として関係機関との連携、情報交換を図る。
- (6) 昨年の台風災害時の福祉避難所開設の課題等を市町村と連携して引き続き地域支援に取り組む。
- (7) 地域交流
 - 1) 個人・団体ボランティアの新規開拓と定着を図り日課に組み込む。
 - 2) 米子地区の一員として、住民と交流を図るとともに地域活動に積極的に参加・協力する。

6. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 家族会事業が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (2) 役員会や総会などの機会を通じ福祉情勢や施設運営について情報の発信に努める。
- (3) 懇談会や行事、日々の家族への連絡を通して相互の理解を深める。

7. 年間行事計画 (別紙)

令和3年度 年間行事予定表 須坂 悠生寮

月	寮	家族会	共同生活	参加行事
4	お花見/26 家族交流開始日/	家族会総会 /24 (土) ※予定	お花見	
5		県知障協総会		米子不動尊縁日 /1 (金) 県知障協総会
6	北信レクリエーション(当番) バイキング食 /18 (金)	家族会環境整備・役員会 /12 虐待防止委員会・運営協議 会 /26 (土)		
7	七夕 /7 (水) 生活習慣病検診 / ()	家族会連合会総会/(土)	花火見学	米子神社祭礼 7/ ()
8	開寮記念日/2 (月) 夏季家族交流開始日 / ()			
9	長寿を祝う会/21 (火) 合同防災訓練(米子地区) / (土)	家族会環境整備・役員会/ 25(土)		
10	りんどう祭/1 グループ旅行等 そば打ち会/29 (金)			須坂市ふれあい広場 / (土)
11	インフルエンザ予防接種	家族会環境整備 /13 (土) 家族交流お楽しみ会	インフルエンザ 予防接種	県知障協福祉大会 11/ ()
12	クリスマス・忘年会 /24 (金) 冬季家族交流開始日/ ()		忘年会	
1	新年会、どんど焼き/7(金)		新年会	
2	節分 / () バイキング食 /11 (金)		節分	
3	ひなまつり / ()	家族役員会・職員との懇 親会/19 (土) 虐待防止委員会・運営協議 会 / 5 (土)		県知障協総会 / ()
備考	グループ旅行・グループレク サンアップル移動教室 余暇の日(随時) 音楽・芸術鑑賞(随時) 内科検診(毎月1回) 歯科検診(6、12月) PT指導(6、10、2月) 避難訓練(年3回)	運営協議会 家族会連合会活動 法人及び後援会への協力 県知障協活動参加	避難訓練(年 2回) 旅行 地区行事	各悠生寮の行事 須坂市(市・社協)行事 米子地区各種行事 サンアップル行事 北信レクリエーション